

神流町子ども・子育て支援事業計画

平成 27 年度～平成 31 年度

●すくすく元気に！神流の子ども●

群馬県多野郡神流町

目次

| | |
|---------------------|----|
| 第1編 総論 | 4 |
| 第1章 計画策定の趣旨 | 4 |
| 第2章 計画の基本理念 | 5 |
| 第1節 基本的の視点 | 5 |
| 第2節 基本目標 | 5 |
| 第2編 町の概況 | 7 |
| 第1章 町の現況 | 7 |
| 第1節 町のあゆみ | 7 |
| 第2節 町の地勢及び自然条件 | 7 |
| 第3節 人口と世帯の推移 | 7 |
| 第4節 産業の状況 | 8 |
| 第5節 女性の就業者の推移 | 9 |
| 第6節 少子化の要因 | 9 |
| 第7節 年少人口と高齢者人口の推移 | 10 |
| 第8節 女性の年齢別就業者 | 11 |
| 第2章 保育サービスの状況 | 11 |
| 第1節 保育所の現況 | 11 |
| 第2節 保育事業の状況 | 12 |
| 第3章 学校教育の現状 | 12 |
| 第4章 母子保健及び母子福祉事業の状況 | 13 |
| 第3編 体系計画 | 14 |
| 第1章 町の将来フレーム | 14 |
| 第1節 人口と年齢階層別人口 | 14 |
| 第2節 就業人口 | 14 |
| 第2章 計画フレーム | 15 |
| 第1節 子育て相談と支援サービスの充実 | 15 |
| 第2節 施設の充実 | 15 |
| 第3節 世代間交流の推進 | 16 |
| 第4節 親子の健康確保 | 16 |
| 第5節 小児医療の充実 | 16 |

| | | |
|------|-------------------------------|-------|
| 第6節 | 児童虐待ネットワークづくり | 17 |
| 第7節 | 一人親家族の支援 | 17 |
| 第8節 | 障害児施策の充実 | 17 |
| 第9節 | 保育・学童サービスの充実 | 18 |
| 第10節 | 子育てと仕事の両立の推進 | 18 |
| 第11節 | 学校教育環境の整備 | 18 |
| 第12節 | 子供の交通安全の確保 | 19 |
| 第13節 | 子どもを犯罪から守る | 19 |
| 第14節 | 地域の特性を生かした子育て | 19 |
| 第3章 | 子育て支援目標事業量の展開 | 20 |
| 第1節 | 支援目標事業量の設定 | 20 |
| 第2節 | 子ども・子育て支援法に基づく 量の見込み及び確保方策 | 21～22 |
| 資料 | | 23 |
| | 神流町子ども・子育て会議設置要綱 | 23 |

第1編 総論

第1章 計画策定の趣旨

計画策定の背景

急速な少子化の進行を受けて、「次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資する」ことを目的とした「次世代育成支援対策推進法」が平成15年7月に成立し、平成17年度からの10年間において、次世代育成支援対策を集中的かつ計画的に推進していくための行動計画の策定が全国の各市町村に義務づけられました。

神流町におきましても、平成17年度から平成21年度までを前期、平成22年度から平成26年度までを後期として「神流町次世代育成支援行動計画」を策定し、基本目標を立て、目標に向かって取り組んでまいりました。

平成24年8月、日本の子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決するために、「子ども・子育て支援法」という法律ができました。この法律と関連する法律（子ども・子育て関連3法）に基づいて幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていく「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月に本格スタートします。この制度の実施のために消費税増税分の一部が当てられることになりました。貴重な財源を子ども・子育て支援のために効果的に活用していきます。

計画策定の趣旨

わが国は、高齢者人口が増加し飽和状態にある一方、将来を担うはずの15歳未満の子どもの数は減少傾向にあり、出生数は毎年最小記録を更新しています。そのため、少子高齢化が一層進行する社会へと移行し、将来総人口については、本格的な人口減少社会になるものと見通されている中、平成26年5月、有識者らでつくる「日本創世会議」の分科会が「地方から大都市への人口流出が現在のペースで続けば、30年間で20代から30代の女性が半分に減る自治体は全国で896市町村、県内では20市町村、南牧村に続き神流町では2040年には総人口691人、20歳から39歳の人口13人、率としては85.5%の減になる」とのデータを公表しました。

このことから、将来の人口構成バランスの崩れは、健全な活力ある社会を継続維持していくうえで支障や影響を及ぼすことが予想されます。

神流町は平成15年4月1日に、旧万場町と旧中里村の合併により誕生しました。

過疎化が進む町村の合併のため、合併時における人口は、3,187人で、高齢者比率は、44.7%と非常に高く、また、15歳以下の年少人口は、6.2%と非常に低く、合併後も過疎化と少子高齢化そのものであり、活力低下が懸念されています。

また、現在の本町においては三世代家族が多いものの、核家族・共稼ぎ家庭の増加により、家庭や地域の機能が変化する昨今、子育てと就労の社会参加をするためには、子

育てにかかる負担の割合が大きくなると考えられ、更には、子どもが少なく、子ども同士のふれあいや親同士の交流等の機会が少なくなることで、自主性や社会性が育まれる環境に乏しくなっていくものと考えられます。

すべての子ども達が笑顔で成長していくために、すべての家庭が安心して子育てでき、育てる喜びを感じられるために、将来の神流町を担う子どもたちを育てるための指針として、「神流町子ども・子育て支援事業計画」を策定するものであります。

第2章 計画の基本理念

「神流町子ども・子育て支援事業計画」は、子どもたちが元気で健やかに成長できるよう、家庭や地域、保育所、学校等が一体になり、子どもが、親が、何を求め何が必要であるのかを考え、子どもたちの権利が尊重される新しい子育て支援の社会を構築し、将来結婚し、子どもを生み育て、次世代へつなぐ子育ての喜びを実感できる環境づくりを地域全体で支援していきます。

第1節 基本的な視点

本町で「子どもは町の宝」として、地域で支援していくための基本とすべき視点

- ・すべての子どもが元気で健やかに育つこと
- ・すべての親がゆとりと安心で子育てができること
- ・地域社会全体で子育てを見守り支援すること

第2節 基本目標

☆ 家庭における子育てへの支援

両親家庭、ひとり親家庭及び障害児を養育する家庭等のすべての子どもに、母子保健事業並びに福祉医療等の子育て支援の各種事業の充実を図る。

☆ 仕事をしながら子育てをしている方への支援

仕事をしながら子育てをしている方への事業サービス並びに支援等の充実と父親が子育てに参加できる環境づくりに取り組む。

☆ 親と子どもが共に学び育つ支援

子どもは、心身共に調和のとれた人間として豊かな心と身体をはぐくみ、親は希望と喜びを持って子どもを育てることにより、親子で郷土愛を持って生涯にわたる自己研鑽を続けられるような教育環境づくりを図る。

☆ 安心して育つための安全な環境づくり

子どもを安心・安全のもとに生み育てるために、関連機関との連携を強化して、公共施設の整備並びに教育等、安心して暮らせる安全な地域づくりを推進する。

☆ 地域の特色を生かし自然豊かな環境と豊かな人間関係の中で子育て

本町の恵まれた豊かな自然環境の中、子どもが多様な興味を抱き健やかに育つ喜びや、故郷を愛する心を育むための環境づくりを図る。

また、町民一人ひとりの顔がみえる人口規模と強い地域連帯感を持った特色を活かし、人生経験豊か知恵袋を持っている高齢者との世代間交流を推進する。

☆ 環境対策に取り組む

自然環境に目を向け、自然と共存する地域の暮らしに触れることにより興味を引き出し、併せて環境教育と家庭内コミュニケーションを通じて子供に環境への意識を根づかせることにより、関心を高め、生命と自然の重要性と自分の町への愛着心を持ち続ける子どもを育てるために、環境に配慮した対策を推進する。

第2編 町の概況

第1章 町の現況

第1節 町のあゆみ

本町は、古くは縄文時代から神流川流域の谷を通じて文化の開けた地域で、互いに幾多の廃置分合を重ねながら万場町と中里村は存在し、従前より神流川の流れと国道462号で結ばれた同一生活圏を形成してきました。

近年の道路状況、交通手段等の改良発展により、両町村間の日常生活圏は一体化し、「自治の灯をともしつづけるために」を合い言葉に、平成15年4月1日、平成の大合併として万場町と中里村が合併し神流町が誕生しました。

第2節 町の地勢及び自然条件

本町は、群馬県の南西部に位置し、東西約18km、南北約13km、総面積は、114.69km²であり、東は藤岡市、北は藤岡市及び下仁田町、西は上野村及び南牧村、南は埼玉県秩父市及び小鹿野町と隣接しています。

標高は、神流町役場が340m、最高峰は赤久縄山の1,523mとなっており、平均1,000m前後の山々が連なり、林野面積が町の88.3%にもおよび、これに対して農地面積は極端に少なく、わずか1.8%に過ぎません。

町の中央部を東流する神流川の両岸は、極めて急峻な地形が連続し、支川が複雑に入り組み、その間のわずかな平地に集落が点在しています。また、堅い岩盤で急傾斜な神流川の支流には多くの滝が見られ、美しい景観を呈しています。

気候は、高低さまざまな山岳によって南北二方が塞がれているので、神流川の右岸と左岸で気象条件が異なり、特に右岸は、冬期間における日照条件が悪く、住民生活には厳しい面が多くなっています。

第3節 人口と世帯の推移

平成22年の国勢調査によると人口は2,352人で、昭和50年の5,982人と比較するとこの35年間で3,630人(△60.7%)減少し、世帯数も平成22年が1,038世帯で、昭和50年の1,800世帯と比較すると762世帯(△42.3%)減少しています。

また、1世帯あたりの人員も昭和50年の3.3人から平成22年では2.2人と減少しています。

○ 人口・世帯・1世帯人員（国勢調査データ《合併前の年度数は旧町村合計数》）

| 区 分 | 人 口 | 世 帯 数 | 1 世帯人員 |
|-------|--------|---------|--------|
| 昭和50年 | 5,982人 | 1,800世帯 | 3.3人 |
| 昭和55年 | 5,469人 | 1,584世帯 | 3.5人 |
| 昭和60年 | 4,746人 | 1,376世帯 | 3.4人 |
| 平成2年 | 4,159人 | 1,313世帯 | 3.2人 |
| 平成7年 | 3,644人 | 1,258世帯 | 2.9人 |
| 平成12年 | 3,210人 | 1,220世帯 | 2.6人 |
| 平成17年 | 2,757人 | 1,199世帯 | 2.3人 |
| 平成22年 | 2,352人 | 1,038世帯 | 2.2人 |

第4節 産業の状況

本町は、従来から農林業が盛んな町でしたが、産業構造等の変革により大きく変わってきています。

かつては、こんにゃく、小麦、じゃがいも、菌茸類の栽培と林業や養蚕が盛んでしたが、山間の急傾斜地で狭小という立地条件の悪さや、経営規模も小さいために生産性の向上が極めて低く、また、農林業は経営の不振により就業者数が減少し、公共事業を主とした建設業へ移行しています。

平成22年の国勢調査においては、就業者人口が927人のうち、第1次産業就業者数101人（10.9%）、第2次産業就業者数280人（30.2%）、第3次産業就業者数546人（58.9%）となっており、本町の立地条件及び資本力も小さい第2次産業は、雇用等においても大幅に減少しています。

また、第3次産業は、自家用車の普及、購買の多様化により商業圏域が拡大され、販売及び売り上げ指標の伸び悩みから経営は厳しい状況下にあるものと思われます。

○ 就業者人口（国勢調査データ）

| | 総数 | 第1次産業 | 第2次産業 | 第3次産業 |
|-------|--------|-------------|-------------|-------------|
| 平成17年 | 1,134人 | 95人(8.4%) | 377人(33.2%) | 662人(58.4%) |
| 平成22年 | 927人 | 101人(10.9%) | 280人(30.2%) | 546人(58.9%) |
| 比較増減 | △207人 | 6人2.5%) | △97人(△3%) | △116人(0.5%) |

第5節 女性の就業者の推移

女性の就業者数を国勢調査数で見ると、働く女性の数は、平成22年で322人と全体の23.7%でほぼ3割の女性が働いていることになります。

第1次産業の就業者人口は、高齢化と農林業生産物の価格低迷等で、平成17年では30人でしたが、平成22年には27人で3人(1.9%)の減となっています。

第2次産業の就業者人口は、立地条件と景気の低迷等で、平成17年では114人でしたが、平成22年には88人で26人(2.5%)減少し、景気及び経済の低迷を如実に表す結果となっています。

第3次産業の就業者人口は、平成17年では316人でしたが、平成22年には207人で109人(△4.4%)の減となっています。商業圏の拡大等により販売及び売り上げ指標が伸び悩む結果となっていることから、厳しい状況下にあるものと思われる。

○女性就業者人口(国勢調査データ)

| | 総数 | 第1次産業 | 第2次産業 | 第3次産業 |
|--------|-------|-----------|-------------|--------------|
| 平成17年度 | 460人 | 30人(6.5%) | 114人(24.8%) | 316人(68.7%) |
| 平成22年度 | 322人 | 27人(8.4%) | 88人(27.3%) | 207人(64.3%) |
| 比較増減 | △138人 | △3人(1.9%) | △26人(2.5%) | △109人(△4.4%) |

第6節 少子化の要因

出生率の低下は、一般的に非婚化、晩婚化に伴う未婚率の上昇と有配偶者の子どもの生み方が変化したことによると言われており、本町における最近の低下の原因は、20歳代の男女の未婚率の上昇と、それに伴う第1子出生時年齢の高齢化によるものと考えられています。

○男性未婚率(国勢調査データ)

| | | 平成17年 | 平成22年 | 増減率 |
|----------|-----|-------|-------|-------|
| 25～29歳 男 | 全国 | 62.8% | 69.3% | 6.5% |
| | 神流町 | 75.0% | 71.5% | △3.5% |
| 30～34歳 男 | 全国 | | 46.2% | |
| | 神流町 | 52.4% | 51.3% | △1.1% |

○ 女性未婚率（国勢調査データ）

| | | 平成 17 年 | 平成 22 年 | 増減率 |
|-----------|-----|---------|---------|-------|
| 25～29 歳 女 | 全国 | 52.4% | 59.1% | 6.7% |
| | 神流町 | 65.7% | 63.2% | △2.5% |
| 30～34 歳 女 | 全国 | | 34.1% | |
| | 神流町 | 22.6% | 23.5% | 0.9% |

第 7 節 年少人口と高齢者人口の推移

本町の年少人口（0 歳～14 歳）及び高齢者人口（65 歳以上）の推移をみると、年少人口は、総人口の減少と同様に減少率は激しく、平成 22 年の国勢調査数による年少人口は 115 人であり、昭和 50 年の 1,408 人と比較すると、この 35 年間で 1,293 人（△91.8%）減少しています。

一方、高齢者人口は、昭和 50 年と平成 22 年を比較すると、約 1.4 倍以上増加しています。平成 22 年度末住民基本台帳では、高齢者比率は 52.3% と非常に高く、今後も高齢者人口比率については増加が予測されます。

○ 年齢階層別人口の推移（国勢調査データ）

| 区 分 | 総人口 | 年少人口 | 生産年齢人口 | 高齢者人口 |
|---------|---------|---------|---------|---------|
| 昭和 50 年 | 5,982 人 | 1,408 人 | 3,700 人 | 874 人 |
| 昭和 55 年 | 5,469 人 | 1,062 人 | 3,492 人 | 915 人 |
| 昭和 60 年 | 4,746 人 | 791 人 | 3,004 人 | 951 人 |
| 平成 2 年 | 4,159 人 | 610 人 | 2,461 人 | 1,088 人 |
| 平成 7 年 | 3,644 人 | 417 人 | 1,976 人 | 1,251 人 |
| 平成 12 年 | 3,210 人 | 265 人 | 1,618 人 | 1,327 人 |
| 平成 17 年 | 2,757 人 | 168 人 | 1,258 人 | 1,331 人 |
| 平成 22 年 | 2,352 人 | 115 人 | 1,006 人 | 1,231 人 |

○ 年度別出生数（国勢調査データ）

| 区 分 | 平成 17 年 | 平成 18 年 | 平成 19 年 | 平成 20 年 | 平成 21 年 |
|-------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 神流町総数 | 7 人 | 8 人 | 1 人 | 8 人 | 5 人 |
| 男の子 | 3 人 | 6 人 | 0 人 | 1 人 | 1 人 |
| 女の子 | 4 人 | 2 人 | 1 人 | 7 人 | 4 人 |

第8節 女性の年齢別就業者

女性の年齢別就業者を国勢調査で見ると、15歳から19歳は2人(0.5%)で、20歳から29歳は26人(6.8%)、30歳から39歳は、39人(10.1%)、40歳から49歳は47人(12.2%)、50歳から59歳は、124人(32.2%)、60歳から69歳は、92人(23.9%)、70歳以上は、55人(14.3%)となっております。

この推移から女性は、子育ての期間が過ぎたと考えられる時期から就業者が増加していることが伺えます。

○ 産業別就業者数 (国勢調査データ)

| 区分 | | 平成12年 | 平成17年 | 平成22年 |
|-------|----|-------------|-------------|-------------|
| 第1次産業 | 全体 | 123人 | 95人 | 101人 |
| | 女性 | 35人(28.4%) | 30人(31.6%) | 31人(30.7%) |
| 第2次産業 | 全体 | 618人 | 377人 | 280人 |
| | 女性 | 208人(33.6%) | 114人(30.2%) | 92人(32.8%) |
| 第3次産業 | 全体 | 742人 | 662人 | 546人 |
| | 女性 | 345人(46.9%) | 316人(47.7%) | 262人(48.0%) |

第2章 保育サービスの状況

第1節 保育所の現状

本町では、町営保育所1施設を定員45人の規模で運営しており、平成26年4月1日から2歳児の受入れを開始しました。

○ 年齢別児童数と職員数 (平成26年4月1日) (単位:人)

| 施設名 | 定員 | 2歳児 | 3歳児 | 4歳児 | 5歳児 | 計 | 職員数 | |
|-----|----|-----|-----|-----|-----|----|-----|---|
| 保育所 | 45 | 5 | 4 | 5 | 7 | 21 | 保育士 | 4 |

平成15年4月1日の万場町と中里村の町村合併により、両町村に1施設ずつあった保育所も旧万場町の保育所に統合されました。

現在は、旧中里村の入所園児の通園が遠距離となったため、福祉バスを利用し通園をしています。これも園児の安全と保護者の負担軽減を図る政策の1つとして位置づけています。

平成26年4月1日から、万場小学校隣に新しい園舎が完成し、2歳児保育の受入が始まり、21名の児童が元気に通園しています。

第2節 保育所の状況

入園児数の推移をみると、平成10年度から定員割れをし平成14年度からは20人台に入り、平成18年度には10人台に減少しました。

平成15年度から3歳児の受入れが始まり、平成26年度からは2歳児の受入れを始めました。

今後は、未就園児や病児・病後児の受入れ等多様化するニーズに応える子育て支援の推進や環境を整えるとともに、充実したよりよい保育サービス内容を検討し実施していく必要があります。

年度別園児総数（保育所園児数データ《合併前の年度数は旧町村合計数》）

| | | | | | | |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 園児数 | 平成10年 | 平成15年 | 平成17年 | 平成18年 | 平成19年 | 平成20年 |
| | 34人 | 29人 | 24人 | 19人 | 26人 | 28人 |
| | 平成21年 | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 | 平成25年 | 平成26年 |
| | 27人 | 22人 | 18人 | 17人 | 16人 | 21人 |

第3章 学校教育の現状

平成15年4月1日、万場町と中里村が町村合併し、1年後の平成16年4月1日に小学校・中学校とも、各1校に統合されました。

合併前は、両町村に小学校・中学校が各1校ずつありましたが、合併後小学校は旧万場町に万場小学校として統合され、中学校は旧中里村に中里中学校として統合されました。

旧中里小学校時代は、複式学級の学年もありましたが、統合後は各学年1クラスで授業をしています。

小学生・中学生とも登校が遠距離となった生徒がいるため、通学にはスクールバスを利用し安全に通学をしています。これも児童生徒の安全と保護者の負担軽減を図る政策の1つとして位置づけています。

○ 年度別入学児童、生徒数

| | | | | | |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 区分 | 平成21年 | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 | 平成25年 |
| 小学校 | 8人 | 10人 | 8人 | 6人 | 6人 |
| 中学校 | 11人 | 13人 | 4人 | 7人 | 5人 |
| 計 | 19人 | 23人 | 12人 | 13人 | 11人 |

第4章 母子保健及び母子福祉事業の状況

子どもが健康に生まれ元気に健やかに育つために、本町では次のような母子保健事業を推進しています。

- ・母子健康手帳交付
- ・母子保健相談
- ・両親学級及び育児学級
- ・新生児（乳幼児）訪問指導
- ・妊産婦訪問指導
- ・妊婦健康診査
- ・妊婦歯科検診
- ・乳児健康診査
- ・1歳6ヶ月児健康診査
- ・3歳児健康診査
- ・歯科健康診査（1歳～保育所年少児未満）
- ・歯科健康相談（1歳～保育所年少児未満）
- ・定期予防接種（ヒブ・小児用肺炎球菌・四種混合・BCG・麻しん風しん混合・水痘・日本脳炎等）
- ・任意予防接種〔全額助成〕（季節性インフルエンザ・おたふくかぜ・水痘・ロタウイルス）

※予防接種はすべて医療機関での個別接種になります。

○本町では、結婚後町に定住するカップルに結婚祝い金として10万円を支給します。また、子育て支援金として出生から中学校卒業時まで第1子は合計10万円、第2子は合計20万円、第3子は合計30万円、第4子以後はそれぞれに合計50万円を給付しています。

第3編

体系計画

第1章 町の将来フレーム

第1節 人口と年齢階層別人口

本町の人口は、昭和20年代は1万人を超えていましたが、昭和30年代ころから減少に転じ、平成12年の国勢調査では3,210人、平成22年には2,477人となり、この10年間で733人の人口が減少しています。

これらの数値を基本に推計（コーホート法）すると本計画の目標年次である平成31年には1,800人を割ることが予測されます。

なお、14歳以下の児童についても、平成31年以降は80人を割り込むことが予測されます。

年齢別階層別人口についても、次のように予想されますが、特に高齢者人口比率が平成17年は48.3%ですが、平成31年には59.8%と予測されます。

・人口の推移と推計

(単位：人)

| 区 分 | | 平成17年 | 平成22年 | 平成27年 | 平成31年 |
|--------|--------|-------|-------|-------|-------|
| 総人口 | | 2,757 | 2,477 | 2,200 | 1,738 |
| 内 訳 | 0～14歳 | 168 | 139 | 130 | 72 |
| | | 6.1% | 5.6% | 3.1% | 4.3% |
| | 15～64歳 | 1,258 | 1,091 | 909 | 625 |
| | | 45.6% | 44.0% | 41.3% | 35.9% |
| | 65歳以上 | 1,331 | 1,247 | 1,161 | 1,041 |
| | | 48.3% | 50.3% | 52.3% | 59.8% |

第2節 就業人口

神流町の産業別就業構造を見ると、古くから主幹産業として盛んに営まれてきた農林業就業者が産業構造や人口構成の変化により大きく減少しました。町の主幹産業であった林業や養蚕、こんにゃく、梅などの農林業が経営規模の問題、少子高齢化による従事者の減少、低価格農産物の輸入などにより衰退の一途をたどっていますが、就業人口総数が減少するなか、第1次産業就業者はほぼ横ばいとなるなか、第2次、第3次産業の就業者は減少しています。

・就業者の推移と推計

(単位：人)

| 年 度 | 就業人口 | 1次産業 | 2次産業 | 3次産業 |
|-------|--------|------|------|------|
| 平成17年 | 1, 134 | 95 | 377 | 662 |
| 平成22年 | 927 | 101 | 280 | 546 |
| 平成29年 | 680 | 90 | 180 | 410 |

第2章 計画フレーム

第1節 子育て相談と支援サービスの充実

現状と課題

本町では、三世代家族の割合が比較的多いとはいえ、核家族化が進行する昨今、共稼ぎ世帯も多くなり、家庭において一人で悩み、不安を感じながら子育てをしている母親も多くなっています。

施策の方向

育児への不安や悩みを持っている母親や家族に対し、相談窓口の設置や適切なアドバイスをする事業並びに保健師及び助産師による家庭訪問事業を展開することにより、安心した子育てができるよう推進します。

また、プレイルーム「すこやか」を子育て支援の拠点として利活用をし、各種事業の推進を図ります。

第2節 施設の充実

現状と課題

保育所、学童保育所とも、新しい施設が完成し、平成26年4月1日から木のぬくもりのある新しい園舎で児童が元気に過ごしています。また同時に2歳児の受入れが始まり、町内に住所を有している該当2歳児5名全員が入園し、初めての団体生活にもだんだん慣れ、日々成長しながら過ごしています。

今後ゼロ歳児からの保育、休日保育、病児保育等のサービスが実施できるような取り組みが必要になってくるものと思われませんが、人・場所・環境等のますますの整備が必要になってくると思われれます。

施策の方向

保育所は、子どもの健全育成の拠点であるため、安全と安心の保育を提供する施設として、ゼロ歳児保育、延長保育、一時あずかり保育及び病児・病後児保育等の子育てにおける多様なニーズに応えられるよう、**人的、物的等受け入れ体制の強化**を図りながら、サービスの充実、子育て支援を推進していきます。

また、学童保育所につきましても、**教育委員会と連携を深め、質的サービスの向上**を図っていきます。

第3節 世代間交流の推進

現状と課題

本町は、高齢者率が50%（22 国調 52.3%）を越えており、子どもより高齢者が多い町であり、高齢者夫婦世帯や一人暮らし高齢者世帯の増加により、子どもとのふれあいや交流が激減している状況です。

施策の方向

高齢者は、人生経験が豊富で知恵袋と言われる存在であることから、子育てに不安や悩みのある若い母親等が交流することで、人生の知恵を授かる機会をつくり、子どもにおいても高齢者とふれあう交流により、伝統と文化の継承並びに豊かな情操教育を受けられる、世代を越えた交流事業を計画推進していきます。

第4節 親子の健康確保

現状と課題

幸せな家庭を築くためには、親子の健康が一番です。母子保健事業で乳児健康診査、1歳6ヶ月児健康検査、3歳児健康診査、歯科相談（1歳から年少児未満）、各種予防接種等を実施しています。

また、母親につきましては、町民の基本検診ほか、婦人科検診（乳ガン、子宮ガン、甲状腺）、骨密度検診、胃ガン検診、大腸ガン検診のほか人間ドック補助事業等も実施しています。

施策の方向

今後も、各種健診（検診）や予防接種等のメニューを実施し、乳幼児と乳幼児を持つ親の保健予防と健康管理ができる環境づくりをしていきます。

第5節 小児医療の充実

現状と課題

本町には万場地区と神ヶ原地区にそれぞれ診療所があり、常勤の医師がそれぞれの施設で診療にあたっています。また、平成25年9月1日からは神流町歯科診療所が開所し、平成26年9月から新しい施設での診療が始まりました。

厚い信頼のもと、子どもからお年寄りまで、町民の健康のためにご尽力いただいております。また、こどもの医療費については、中学校卒業まで無料化となっています。

施策の方向

医療環境整備の手始めとして老朽化した万場診療所は、平成17年度に新しく建設されましたが、今後も町民に不安を感じさせない保健医療の体制整備と充実を図っていきます。また、神流町歯科診療所も平成25年9月から診療開始となり、月曜から土曜日まで毎日受診できるようになりました。

万場診療所、神流町歯科診療所とも夜間診療日を設けて、仕事を休まなくても勤務時間後に通院できるよう町民の利便性を考え運営しています。

第6節 児童虐待ネットワークづくり

現状と課題

毎日のように報道等で児童虐待に関する痛ましい報道がなされている中、本町でも心配される案件がないか、学校や児童相談所等の関連機関と連携を取りあっているところですが、普段の日常生活の中でも、児童の様子や小さな変化を見逃さないよう、大人達が見守っていかなければなりません。

施策の方向

今後も急速な社会情勢の変化と多様にわたる家庭環境の変化の中で、児童虐待はいつどこで発生するかわかりません。早期発見と未然防止に向けた体制として、平成20年「神流町要保護児童対策地域協議会」を設置し、関連機関との情報共有連携を密にして児童虐待の早期発見や疑われる家庭への訪問等、機を逸さないよう適切な対応をしていきます。

第7節 一人親家族の支援

現状と課題

本町も一人親世帯が増加傾向にあります。多くは祖父母の元で生活しているケースが多く、家族みんなで子育てをしています。安心して子どもを預け、安定した収入が得られる就業の確保が課題となります。

施策の方向

児童扶養手当の支給をはじめとして、仕事の斡旋及び医療費削減等による各種支援事業の推進を図るとともに、男女が集うイベントや健全な家庭を築くための支援等を併せて推進します。

第8節 障害児施策の充実

現状と課題

現在小学校に1クラス、中学校に1クラスの特別支援学級があります。通学することができない障害児は現在のところいませんが、障害児に対する支援は、近年の発達障害への取り組みの強化等、早期発見と早期支援を目的とし、支援策及び支援体制の充実へ向け推進していかなければなりません。

施策の方向

障害児を持つ家庭においては、大変な負担を背負うものと考えられるため、医療費及び補装具等々の支援事業の推進はもとより、地域全体で障害児並びに障害児を持つ世帯を支援する環境づくりを推進していきます。

また、就学終了後をかながみ、福祉作業所を開設し、社会活動の推進において便宜を供与していますが、活動内容の多様化や独自性のある活動を促すことにより、より魅力ある作業所としての充実を図る必要があります。

第9節 保育・学童サービスの充実

現状と課題

合併により保育所並びに小学校は統合され、両施設ともに旧万場地区に存在しています。

保育施設においては、平成26年4月から保育所、学童保育所とも万場小学校隣に新しい園舎が完成し、2歳児の受入れも開始しました。

入園希望の2歳児から5歳児21名全員を受入れ、定数に満たない状況ですが、緑に囲まれた環境の中でのびのびとした保育を実施し、また、統合により遠距離となった旧中里地区等の幼児並びに児童は、送迎バス及びスクールバスによる通園・通学としているため、安全面の確保と負担の軽減がなされています。

施策の方向

保育内容についても0歳児保育の確立をはじめ、核家族世帯、一人親世帯及び共稼ぎ世帯のための保育内容充実に向け、延長保育や一時預かり保育等、ニーズに合わせたサービス拡充を図る必要があります。

第10節 子育てと仕事の両立の推進

現状と課題

本町では三世帯世帯が多いものの、徐々に核家族で共稼ぎをする家庭が増える傾向にあり、今までは保育サービスのほとんどが3歳児からでしたが、乳幼児及び病児・病後児等の保育サービスが求められています。

施策の方向

0歳からの保育サービスや延長保育並びに一時預かり保育等における、多様な各種サービス事業の展開を保護者ニーズに合わせながら、実施に向けて進めていかなければなりません。また、児童についても学童保育の実施による次世代育成支援の推進を図り、子育てと仕事の両立や、保護者が安心して仕事ができる環境づくりを推進します。

第11節 学校教育環境の整備

現状と課題

合併により平成16年から小学校並びに中学校は統合され1カ所となり、現在は、小学校が旧万場地区に、中学校が旧中里地区に存在し、それぞれ通学において遠距離となった児童生徒はスクールバスで通学をしています。このため通学時における安全面の確保と負担の軽減がなされました。校舎につきましては、平成24年度に小学校新校舎が完成し、中学校は従来のままの利用となっていますが、合併年度に中学校の体育館が新築され、施設の充実が図られました。

施策の方向

学校施設の充実が図られる中、小学校校舎に隣接した食堂・集会棟の建設が平成27年度完成を目指し、準備が進められています。完成後は児童が一同に集い、学年の区別無

く、みんなで一緒に給食が食べられ、自然に低学年児童への思いやりの気持ちや、高学年児童への尊敬の気持ちが培われるものと思われます。

また、教育方針については、教育委員会と協議を進め、自立した次世代の町の担い手となるような教育環境の整備を推進します。

第12節 子供の交通安全の確保

現状と課題

園児、小学生、中学生を対象に、交通安全教室を警察、交通指導員のご協力のもと、授業の一環として交通安全運動期間中に個々に開催しています。

また、乳幼児を育てている家庭の要望により、チャイルドシート購入に対し補助金を拠出し、乳幼児の安全確保に力をいれています。

施策の方向

本町は山間地のため、歩道がある道路が少なく道路幅員も狭いため、通園通学の際、常に危険と背中合わせであることから、国道及び県道に歩道設置を要望し通学路の基盤整備推進を図るものとします。

また、子どもの交通安全を確保するために、園児、児童及び町民を取り込んだ交通安全の徹底を図り、地域全体で交通安全意識を高めることが必要です。

今後においても、町の交通安全諸施策について継続的に推進していきます。

第13節 子どもを犯罪から守る

現状と課題

本町では、ほとんどの園児、児童及び生徒がスクールバスや保護者の送迎によって通園・通学をしていますが、冬季は日照時間が短く下校時の通学路には薄暗い場所や人通りもない道路が多く、安全性が懸念されています。

施策の方向

昨今、全国的に子どもが巻き込まれる事件が頻繁に発生していることから、子どもの安全意識向上のため、保育所や学校における学習指導、家庭においても常日頃の防犯、安全に関する話題を持つなど、常に関心を持ち、地域においても安全管理体制の整備を図るものとします。

第14節 地域の特性を生かした子育て

現状と課題

本町は、町の中央部を東流する神流川沿いに集落が点在し、急峻な山々に囲まれた緑豊かな山間地であり、また溪谷や変化に富んだ地形は、四季折々に様々な表情を創りだす自然に恵まれた環境下にあります。しかし、町を取り巻く現状は厳しく、止めることのできない過疎化と急速に進む超高齢社会、青年層の減少と晩婚化で少子化が進み、多くの地域の中で子ども同士が遊ぶ姿もなく、声も聞こえない状況下にあります。

施策の方向

自然豊かな中で安心して子どもを生み、のびのびと子育てができる町にするため、地域全体で子どもの見守りや子育ての支援をし、保健医療の充実、保育及び教育における関係施設等の充実を図り、子育てに適した環境づくりと町づくりを推進していきます。

第3章 子ども・子育て支援事業の展開

第1節 子育て支援等目標事業量の設定

(平成27年度～平成31年度)

| 項目区分 | 子育て支援事業 | 平成25年度 実施事業実績 | 子育て支援目標 事業計画等 |
|---------------|---------------|------------------|------------------|
| | 事業・施策 | | |
| 結婚期 | 結婚祝い金 | 0組 | 継続事業 |
| | 子育て支援金 出生時 | 2人 | 継続事業 |
| 乳幼児期 | 保健師・助産婦訪問指導 | 35人 | 継続事業 |
| | 1歳児健診 | 4人 | 継続事業 |
| | 1.6歳児健診 | 7人 | 継続事業 |
| | 3歳児検査 | 8人 | 継続事業 |
| | 歯科相談 | 18人 | 継続事業 |
| | 歯科検診 | 30人 | 継続事業 |
| | 福祉医療 | | 継続事業 |
| | チャイルドシート 購入助成 | 1件 | 継続事業 |
| | 「すこやか」の活動 | 262人 | 継続事業 |
| | 幼児期 | 保育所建設 | 1箇所 |
| 通常保育 | | 1箇所 | 継続事業 |
| 0歳児保育 | | | 新規計画 |
| 1歳児保育 | | | 新規計画 |
| 2歳児保育 | | 1箇所 | 継続事業 |
| 延長保育 | | | 新規計画 |
| 保育所保育料、給食費 無料 | | 21人 | 継続事業 |
| 児童期 | 福祉医療 | | 継続事業 |
| | 学童保育所建設 | 1箇所 | 25年度完了 |
| | 学童保育 | 1箇所 | 継続事業 |
| | 学童保育料 無料 | 19人 | 継続事業 |
| | 小・中学生 給食費 無料 | 61人 | 継続事業 |
| | 中高一環教育 | 定期的開催 | 継続事業 |
| 中等期 | 中学生海外研修 | 0人 | 継続事業 |
| | 要保護児童地域対策協議会 | 1人 | 継続事業 |
| 共通 | 町民プール無料化 | | 継続事業 |

第2節 子ども・子育て支援法に基づく量の見込み及び確保方策

法では、市町村は基本指針に即して、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保に関する市町村子ども・子育て支援事業計画を定めることになっています。

事業計画には、教育・保育等の現在の利用状況と潜在的な希望を含めた利用希望を参考に教育・保育提供区ごとに5年間の利用定員数（量の見込み）と供給体制の確保内容（確保方策）を具体的な数値目標として設定することとされています。

神流町においては、今後の施策の実施や社会的状況等の変化も考えられ、将来の状況が不透明であることから、現状での実績を参考に数値を設定することを基本としています。

（1）神流町子ども・子育て支援事業の概要及び量の見込み等の考え方

神流町子ども・子育て支援事業の概要は次のとおりです。

また、各事業の量の見込みについては、現時点において先の見通しの不確定な要素が多いことから、これまでの実績を基準として今後を見込み設定しています。確保方策については、今後の情勢を見極めつつ、数の変化が見込まれた場合は速やかに実施体制を整えていくこととします。

幼児期の教育・保育の量の見込み及び確保方策

（単位：人）

| 実施年度 | 平成27年度 | | | 平成28年度 | | | 平成29年度 | | | 平成30年度 | | | 平成31年度 | | |
|-------|------------|------|----|--------|------|----|--------|------|----|--------|------|----|--------|------|----|
| | 年齢 | | | 年齢 | | | 年齢 | | | 年齢 | | | 年齢 | | |
| | 3～5歳 | 1,2歳 | 0歳 | 3～5歳 | 1,2歳 | 0歳 | 3～5歳 | 1,2歳 | 0歳 | 3～5歳 | 1,2歳 | 0歳 | 3～5歳 | 1,2歳 | 0歳 |
| 認定 | 1号 | 2号 | | 1号 | 2号 | 3号 |
| 量の見込み | | 14 | 7 | | 13 | 6 | | 12 | 6 | | 10 | 6 | | 9 | 6 |
| 確保方策 | 特定教育・保育施設 | 14 | 7 | | 13 | 6 | | 12 | 6 | | 10 | 6 | | 9 | 6 |
| | 確認を受けない幼稚園 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 特定地域型保育事業 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 認可外保育施設 | | | | | | | | | | | | | | |

延長保育事業

（単位：人）

| 実施年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| ①量の見込み | | 2 | 2 | 2 | 2 |
| ②確保方策 | | 2 | 2 | 2 | 2 |
| ①-② | | 2 | | | |

放課後子ども教室

(単位：箇所)

| 実施年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|----------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 整備計画 | | | 1 | 1 | 1 |
| うち放課後児童健全育成事業と一体的に実施 | | | 1 | 1 | 1 |
| うち放課後児童健全育成事業と一体的に実施 | | | | | |

放課後児童健全育成事業

(単位：人)

| 実施年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|-------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| ①量の見込み | 21 | 20 | 20 | 19 | 18 |
| ②確保方策 | 21 | 20 | 20 | 19 | 18 |
| うち放課後子ども教室と一体的に実施 | | | 20 | 19 | 18 |
| うち放課後子ども教室と連携して実施 | | | | | |
| 過不足①-② | | | | | |

妊婦健診

(単位：延べ回数)

| 実施年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| ①量の見込み | 56 | 56 | 56 | 56 | 56 |

乳児家庭全戸訪問

(単位：実人数)

| 実施年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| ①量の見込み | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 |

(2) これからの支援事業の展開

利用者支援事業、一時預かり事業、子育て短期支援事業(トワイライトステイ等)、病児・病後児保育事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業等今後さまざま施策が必要とされてきますが、神流町ではさまざまなニーズにあわせ、できる限りの施策を実施できるように関係機関等と連携し進めていきます。

資料

神流町子ども・子育て会議設置要綱

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規程に基づき、神流町子ども・子育て会議（以下「子ども会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 子ども会議は、法第77条第1項各号に規定する事務を所掌する。

(組織)

第3条 子ども会議は、委員12人以内で組織する。

- (1) 子ども・子育て支援に関する事業に関係する者
- (2) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 子どもの保護者
- (5) その他町長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、各職の在職期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 子ども会議に会長及び副会長を1人置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、子ども会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 子ども会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 子ども会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 子ども会議が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させて説明を求め又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第8条 子ども会議の庶務は、住民生活課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、子ども会議の運営に関して必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。